

答 申 第 1 号

平成21年 2月16日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年7月17日付け広聴発第58号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「ゆめトーク」の申込み内容が不適切と判断した法的根拠等を示す資料の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第9号]

別 紙

諮問第9号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「ゆめトーク」の申込み内容が不適切と判断した法的根拠等を示す資料（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、条例等の法的根拠等が「不存在」とするにもかかわらず、「ゆめトーク」申込み受付等に関する内規（以下「内規」という。）等の条項を無視し、法を遵守せず「ゆめトーク」の申込みを拒否した。熊本市は、「ゆめトーク」のテーマ（10）「安全で安心できる生活環境の整備」を市長と語らせない・拒否するという協働のまちづくり理念の喪失を続けている。「安全安心のまちづくり理念」は、熊本市政の重点施策のはずであり、本件文書の不存在はあり得ない。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

申立人の属する団体は、「平成19年度前期ゆめトーク」の申込みとして平成19年4月19日に「ゆめトーク申込書」を提出しているが、その中に「市長と語り合いたい内容」として、熊本駅西側地区住民を取り巻く生活環境の変化に配慮した行政の対

応を主旨とする懇談内容が記載されている。これは、同年4月16日に開催された「まちづくりトーク」での懇談内容と同一と判断されるものであり、内規に基づき、受付名簿への登載を行わなかったものである。

申立人は「ゆめトーク」申込み受付の取扱いを不服とし、「ゆめトーク」の申込み内容が不適切と判断した根拠となる文書を平成20年4月28日第27号及び平成20年5月20日第37号にて開示請求しており、これに対し実施機関は当該判断に用いた内規及びまちづくりトーク申込書を開示している。

これを受け、申立人は開示された文書以外で判断根拠とした文書の開示請求を平成20年6月10日に行っているが、その請求内容に合致する文書は開示した文書以外に存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、実施機関が申立人に開示した内規及び申立人も申込者の中の一人となっている「まちづくりトーク」申込書以外で、「ゆめトーク」の申込み内容が不適切と判断した法的根拠等を示す資料である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

「ゆめトーク」の申込みの取扱いについては、実施機関は内規で申込み受付や抽選方法について、その基準を定めている。

また、この内規第1項受付⑤に広聴課長が受付名簿への登載をしないことができる場合の判断基準の記述も認められる。

「ゆめトーク」の申込み受付については、内規でその取扱いの判断基準を定めているから、内規以外の判断基準は存在しないとする実施機関の主張は十分に合理的であり、これを覆すに足りる証拠は認められない。

よって、本件文書は存在しないと認められる。

なお、実施機関が、平成19年4月16日に開催された「まちづくりトーク」での懇談内容と平成19年4月19日提出された「ゆめトーク申込書」に記載された懇談内容は同一の内容と判断し、受付名簿へ登載しなかったことの妥当性については、当審議会の判断の対象ではない。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	高	木	絹子
委	員	田	中	節男
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成２０年 ７月１７日	熊本市長から諮問を受けた。
平成２０年 ７月２４日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成２０年 ８月１２日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成２０年 １２月 ３日	諮問の審議を行った。
平成２１年 １月１９日	諮問の審議を行った。
平成２１年 ２月１６日	答申（案）の審議を行った。